

夫婦同氏強制及び再婚禁止期間の一部を合憲とした最高裁判決に抗議し、国会に対して民法の差別的規定の早期改正を求める声明

1 2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏を強制する民法750条について「家族の呼称を一つに定めることには合理性がある」などとして憲法13条・14条・24条のいずれにも違反しないと判断した。個人の尊厳と両性の本質的平等という日本国憲法の基本的価値を認めない不当判決であり、自由法曹団として強くこれに抗議する。

2 一方、女性のみにも再婚禁止期間を定める民法733条1項については「100日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すもの」として憲法14条1項・24条2項に違反するとしたものの、100日以内は合憲と判断した。そして、この違憲規定を放置してきた約20年間の国会の立法不作為については「婚姻及び家族に関する事項については、その具体的な制度の構築が第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられる」とし、違法とまではいえないとした。

女性のみにも6箇月の再婚禁止期間を設定する民法733条1項の規定を違憲であるとした点については、一定評価されるべきであるが、民法第750条を合憲とした判断、100日の再婚禁止期間は憲法14条1項にも憲法24条2項にも違反するものではないとした点及び民法第733条1項の放置が違法と評価されるに至っていないとした点は、憲法に関する理解と女性差別の実態に対する判断を誤ったものといわざるをえない。

3 夫婦同姓の強制は、憲法第13条及び同第24条第2項が保障する個人の尊厳、同第24条第1項及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条1項及び同第24条第2項が保障する平等権並びに女性差別撤廃条約第16条第1項（b）の規定が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項（g）の規定が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」を侵害するものである。

本判決では、5名（うち3名は女性裁判官）の意見において、民法

第750条は憲法第24条に違反すると判断された。そして、岡部喜代子裁判官の意見は、現実には96%を超える夫婦が夫の氏を称する婚姻をしている実態に鑑み、個人識別機能に対する支障や自己喪失感などの負担がほぼ妻について生じていることを指摘し、その要因として、女性の社会的経済的な立場の弱さや家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因がもたらすものであると指摘し、夫婦同氏制は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないと説示する。また、通称使用が可能であるとはいえ、通称は便宜的なもので、使用の許否、許される範囲等が定まっているわけではなく、夫婦同氏制によって婚姻をためらう事態まで生じさせている現在、夫婦別姓を全く認めないことに合理性が認められるものではないとも指摘する。この岡部意見には、3名の裁判官も同意しており、非常に説得的である。

- 4 既に法制審議会において、1996年に「民法の一部を改正する法律要項」が決定され、女性の再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓制度の導入が答申された。また、2008年、国連の自由権規約委員会は民法第733条について、さらに、2009年、女性差別撤廃委員会が民法第750条について、それぞれ日本に対し改正するよう勧告を行ってきた。

女性差別撤廃条約の批准から30年が経過し、法制審議会の答申からも19年が経過し、上記勧告からもそれぞれ7年、6年が経過しているにもかかわらず、国会はかかる規定を放置してきたのである。

- 5 自由法曹団は、国に対し、違憲と判断された民法733条を直ちに改正するとともに、法制審議会により改正が答申され国連の各委員会から勧告を受けている民法第750条についても速やかに改正することを強く求めるものである。

2015年12月21日

自由法曹団 団長 荒井新二